

## 旅券申請手続きの一部が変更になりました

トピック  
1

旅券法の改正により、3月27日から旅券の申請手続きの一部が次のとおり変更となりました。

### 申請書の様式変更

旅券発給などのための申請書の様式が変更されました。古い様式の申請書は使用できません。

### 戸籍謄本（全部事項証明書）の提出

旅券申請手続きに必要な戸籍関係証明書は、これまで戸籍謄本（全部事項証明書）または抄本（個人事項証明書）のいずれかとしていましたが、変更後は戸籍謄本のみとなりました（戸籍抄本は受付不可）。

### 査証欄（ビザページ）増補の廃止

旅券の査証欄（ビザを貼付したり、出入国スタン

プを押したりするページ）の余白がなくなった場合は、有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」、あるいは切替申請として新たな旅券（5年または10年の有効期間）のいずれかを申請してください。

### 旅券を受領せず失効させた後、再度発給申請する場合の手数料の変更

旅券を申請したにもかかわらず、発行後6か月以内に受領せずにその旅券が失効した場合、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります。

### ■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8896

## マイナポイントの申請期限が9月末までに延長されました！

トピック  
2

令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をした方で、マイナポイント第2弾のポイント受け取りを希望する方は、9月末までにカードの受け取りとポイント申請をする必要があります。

### マイナポイント第2弾

次の①～③で、最大2万円分のポイントが付与されます。

①マイナンバーカード取得で最大5,000円分\*

※マイナポイント申し込み後、選択したキャッシュレス決済サービスで9月末までに最大2万円分のチャージまたはお買い物がが必要です。

②健康保険証としての利用申し込みで7,500円分

③公金受取口座の登録で7,500円分

### ■申込方法

マイナンバーカードの読み取り機能があるスマートフォンから、または市民課特設会場や郵便局、コンビニエンスストア、携帯ショップなどのマイナポイント手続きスポットで申し込むことができます。

■必要なもの 市民課特設会場でお手続きの場合は、

次のものをお持ちください。混雑することがありますので、余裕をもってお越しください。

- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁の暗証番号（マイナンバーカード交付時に設定したもの）
- ・公金受取口座の登録を希望する方は、銀行の通帳やキャッシュカードなど、本人名義の口座の金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの
- ・マイナポイントを受け取るキャッシュレス決済サービス（電子マネー・クレジットカード・専用アプリなど）

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

※市役所以外でのマイナンバーカードの申請方法や、マイナポイント申し込み用端末の設置場所は、右の二次元コードからマイナポイント事業のホームページをご覧ください。



↑マイナポイント事業ホームページ

## 協会けんぽの保険料率が変わりました

中小企業などで働く方やそのご家族が加入している健康保険、協会けんぽ栃木支部の令和5年度の保険料が、4月納付分から変更となりました。

■健康保険料率 9.90%→9.96%

■介護保険料率 1.64%→1.82%

### ■問い合わせ先

協会けんぽ栃木支部 ☎028(616)1692

🌐 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

■相続 ■遺産分割 ■生前贈与 ■遺言書作成  
相続税申告も財産の名義変更も一括安心のサポート

飯野洋税理士  
行政書士事務所

相談無料 お気軽に!

下野市下古山2328-22

TEL.0285-29-7561

<http://www.iinokaikei.jp>

